

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、令和4年6月10日に公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、令和6年1月23日付けで山形県知事から通知があった。

令和6年2月9日

山形県監査委員 奥 山 誠 治
山形県監査委員 高 橋 啓 介
山形県監査委員 松 田 義 彦
山形県監査委員 海 老 名 信 乃

所 管 課 (関係課)	監 査 結 果	措 置 の 内 容
会計局会計課	<p>第5章第6-26 県営飯塚住宅</p> <p>① 地方公会計の固定資産台帳上の耐用年数適用誤りの修正について</p> <p>当施設について、県の地方公会計の固定資産台帳上、木造であるが鉄筋コンクリート造の耐用年数等が適用され、建築工事と機械設備工事・電気設備工事が区分されているが全て建築工事の耐用年数が適用されて減価償却費の計算が行われていた。</p> <p>県は、基本方針に地方公会計で算出された有形固定資産減価償却率の推移を盛り込み、施設老朽化の進行状況の参考とすることを予定している。有形固定資産減価償却率を適切に把握するためには固定資産台帳が正確である必要があり、県は、固定資産台帳上、当施設に係る耐用年数登録を修正する必要がある。</p>	<p>固定資産台帳に当該資産の情報を登録する際に、耐用年数の適用を誤ったものである。令和5年1月、会計課において固定資産台帳のデータを修正した。</p>